

令和5年12月21日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : エヌショーケース株式会社
業者の住所 : 愛知県名古屋市長区直来町1丁目5番地
- 指名停止措置期間 : 令和5年12月21日から令和6年1月20日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
エヌショーケース(株)の営業開発部長は、愛知県営名古屋競馬場移転に伴う県競馬組合発注のイベント事業を巡り、同組合の当時の総務広報課長から公表前の募集内容等の情報を得た見返りとして341万円を渡したとして、令和5年11月8日、贈賄容疑で愛知県警に逮捕された。
- 指名停止措置理由
エヌショーケース(株)の使用人が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第3号ハ(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 <u>1ヵ月以上3ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138